行政枠

公益財団法人どうぶつ基金　御中

行政枠さくらねこTNR事業　協働登録申請書　改訂版

**同意事項**

1. 行政枠の登録対象者は以下となります。
* 地方公共団体
* 地方公共団体が運営している施設(公園等)の管理を委託されている方（指定管理者）
1. 行政枠チケットは、申請団体または団体が必要と認めた市民ボランティア団体、自治会、個人（以下、協働ボランティア）と協働して使用することができます。チケットの再配分を受けた協働ボランティアが、チケットおよびチケット使用権を譲渡、転売、第三者への再々配分等を行うことは認められません。
2. 協働ボランティアにチケットを再配分する際は、チケットの「再配分先」欄に協働ボランティア名（団体の場合は団体名）を申請団体で記名のうえ、再配分してください。「再配分先」欄を空欄のまま協働ボランティアに渡すことは禁止です。
3. 行政枠チケットは、申請団体の管轄地域内の猫にのみ使用可能です。
4. チケットを使用できる猫は「TNRを目的とした飼い主不明猫」に限られます。TNR を目的として捕獲した猫について、リターンを中止した場合（飼うことにした、保護する・里親を探すことにした等）にはその理由の如何を問わずチケットは使用できません。すでにチケットを使用して不妊手術を実施している場合には、速やかにどうぶつ基金事務局へお申し出ください。この場合、どうぶつ基金が協力病院に支払った手術費用をご返金いただきます。
5. チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証や保険証等）を提示してください。
6. どうぶつ基金のチケットを使用してTNRを行う場合、何人からも物品や金銭を受け取らないでください。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用および不妊手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関や高速代、タクシー代、ガソリン代等も請求できません）等を名目として金品を請求することは一切禁止です。
7. 申請者および協働ボランティアが、どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費など）を行うことは認められません。
8. 申請者およびチケットの再配分を受けた協働ボランティアの運営するホームページ（ない場合はSNS等でも可）に、本事業について以下の定型文およびハイパーリンクを必ず掲載してください。
* 登録行政用定型文

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで，繁殖を防止し，「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ，飼い主のいない猫に関わる苦情や，殺処分の減少に寄与する活動です。

* 協働ボランティア用定型文

「（団体名等）」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している「（行政名）」と協働してTNRを行いました。

どうぶつ基金が発行する「さくらねこTNR無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用については、全額どうぶつ基金が負担します（orしました）。

* リンク先

https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/

1. 手術の対象となる猫は、耳先カットを行います。
2. 住宅密集地でTNR活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うよう努めます。
3. チケットは有効期間を過ぎると無効になります。申請者が責任をもって破棄してください。
4. 希望通りの枚数のチケットが発行されない場合があることを理解し、異議を申し立てません。
5. 妊娠中の猫は堕胎します。
6. 申請者および協働ボランティアは、手術の結果に対してどうぶつ基金および協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。
7. 本事業を説明・紹介する際には以下の言葉を使用し、必要なときは注釈を入れます。
* さくらねこ：不妊手術済みで耳先を桜の花びらのようにVカット（さくら耳）した猫
* さくら耳：不妊手術済みの印に耳先を桜の花びらのようにVカットした耳
* さくらねこTNR（TNR先行型地域猫活動）：地域猫活動等において、まずTNRを先行して繁殖を制限しながら他の問題解決に対応する方法で、TNR先行型地域猫活動とも呼ばれている
1. 本事業中に事故などが起こった場合、申請者が自己の責任においてこれを処理・対応し、どうぶつ基金や他の事業参加者に対してその責を問いません。
2. 申請者名や活動内容が公開されることに同意します。
3. 申請者は管轄地域の野良猫の生息数やTNR進捗状況等について調査し資料を作成すること、またその資料をどうぶつ基金の要請に応じて提出することに同意します。
4. 本事業に係る事後調査、アンケート等に応じます。
5. どうぶつ基金が実施するイベントや広報活動等に協力します。
6. 本同意事項に違反した申請団体に対して、チケット発行を停止する場合があります。
7. 申請団体と協働するボランティア（個人・団体）が本同意事項に違反しているとどうぶつ基金が判断した場合、チケットの再配分を停止するよう申し入れる場合があります。申し入れが行われた場合は従ってください。
8. どうぶつ基金は、どうぶつ基金が必要と判断した場合に、本同意事項を変更することができます。本同意事項を変更する場合、事前に、本同意事項を変更する旨、変更後の同意事項の内容及び効力発生時期を適切な方法により利用者に周知します。
9. この制度は予告なく変更、終了する場合があります。

**同意事項の内容をすべて理解し、承認のうえ申し込みます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 20ｘｘ　　年　　　　月　　　　日 |
| 団体種別 | □1地方公共団体　□２　指定管理者　（該当する□を■としてください。） |
| フリガナ |  |
| 団体名称 | （団体種別はここに記載しないでください。） |
| 団体のホームページ：　http:// 　　　　　 　　 |
| フリガナ |  | 役職 |  | 代表印（必須） |
| 団体代表者氏　　　名 |  |
| 団体所在地 | （郵便番号　　　－　　　　） |
| TEL:　　　　　　　　　　　　　　　FAX: 　　　　　　　　　　　Email: |
| フリガナ |  | 役職 |  |
| 実施責任者役職・氏名 |  |
| 住所・連絡先 | （郵便番号　　　－　　　　） |
| TEL:　　　　　　　　　　　　　　FAX: 　　　　　　　　　Email:  |
| ＊事務局からの連絡・書類の送付は、全て実施責任者宛に行います。事業の内容について日常的にお問合せのできる方を実施責任者として選定してください。携帯メールアドレスは不可です。E-mailの記載は必須です。 |